地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、随時監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事及び茨城県公安委員会委員長より通知があったので、次のとおり公表する。

令和８年11月４日

茨城県監査委員　半　村　　登
同　　黒　部　博　英
同　　稲　見　真　二
同　　田　中　美　和

（指摘事項）

監査実施機関名 県立医療大学	監査実施年月日 令和８年６月 25 日

○監査の結果

令和５年度及び令和６年度の旅費の支給事務において、内部統制が機能せず、代理入力漏れにより 92 名分 955 件 1,489,525 円の支給漏れが生じたこと、また、遅延損害金 39 名分 24,562 円を生じさせたことは適切でない。

○措置状況

①事務運用上の対策（措置済み）

- 代理入力した旅行命令票の決裁は、紙回付をなくし、Webex のスペース機能にアップし決裁者が内容を確認することとした。
- 代理入力、決裁完了後に行う総務事務システムでのデータ送信は、毎月末に正職員が行うこととした。
- 総務事務センター審査の過程で、差し戻しが発生した場合、原則、代理入力者が対応するが、対応漏れを防ぐため毎月複数担当で確認を行うこととした。

②組織管理体制の見直し（措置済み）

- 総務課代理入力担当者を増員（正職員１名→正職員、会計年度任用職員各１名）し、旅費の性質（海外出張や赴任旅費は正職員が分担する等）に応じて担当を分担することとした。
- 総務事務システム（統合庶務管理システム）により、毎月、個人別旅行実績データを出力し、担当者及び総務課長、次長に回覧し旅費の代理入力状況及び支払状況を確認することとした。

③行政情報端末機器配置状況等の対策

- 旅費代理入力 RPA を活用し、代理入力作業の効率化に努める（旅行命令の６割程度は RPA での入力が対応可能）。（措置済み）
- kintone を利用した旅費入力アプリの独自開発を検討する。
- 行政情報端末が一人１台配備され、アカウントも全教職員に付与されれば代理入力は不要となり、ミスが発生する余地がなくなるほか、人的コストやアプリ開発等のコスト削減にもなるため、行政情報 NW インフラの整備について関係各課へ要望を行っている。具体的には、保健政策課を通じて本庁関係課（行政経営課・情報システム課・総務事務センター）へ端末の増設や個人アカウントの付与等の改善を要望・調整中で、これまで関係者間で３回の打合せを実施。

監査実施機関名 日立警察署	監査実施年月日 令和８年７月 30 日

○監査の結果

拾得現金の取扱について、内部チェック体制が有効に機能せず、保管する金庫の管理等が不十分だったことから、職員による拾得現金 171,893 円の窃取が行われたことは適切でない。

○措置状況

- 現金を保管する金庫の鍵の管理の徹底
 会計課長は、金庫の鍵を携帯又は施錠した机内に保管する方法により常時管理する。また、金庫の開閉については、会計課長が不在の時は会計事務分担表に定めた職員が行う。
- 現金出納時の立ち会い・確認の徹底
 拾得現金を金庫から出納する場合は、会計課長（会計課長が不在の場合は会計課長が指定した会計係長等）が拾得関係書類を確認の上で行い、担当者はその金額に誤りがないか確認を徹底し、相互けん制機能を確保する。

・　日々の現金の残高確認の徹底

　遺失拾得物業務の担当者は、窓口業務終了後、共通基盤遺失物システムの日計表と決裁に回付される拾得関係書類を、会計課長へ提出する。

　提出を受けた会計課長は、出納簿の日計表と拾得関係書類の整合性を確認した上で、拾得現金と出納簿の日計表を突合、合致していることを確認し、当該日計表に突合を実施した旨を記載して押印又は署名する。

・　緊急巡回指導の実施

　警察本部会計課長、監査室長が県内全警察署を巡回し、署長、副署長、署会計課長に対し上記内容について指導を実施した。